

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 7 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)	(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)

第 2 条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第 2 条 企業団職員で一般職に属する地方公務員（ <u>非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）を除く。</u> 以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。 2・3 (略)	(給与の種類) 第 2 条 企業団職員で一般職に属する地方公務員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。 2・3 (略)

(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、第3条第2項の給料表の職務の級が企業長が定める級以上である職員に対しては、支給しない。</u> 2 (略) (1) (略) (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4)―(6) (略) (時間外勤務手当) 第12条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 地方公務員法第28条の5第1項又は<u>第28条の6第2項の規定により採用された職員</u> (3) (略) (非常勤職員等の給与) 第25条 企業団職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、<u>予算の範囲内において、企業長が別に定める給与を支給する。</u> (委任) 第27条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置) 2 <u>平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、同日前において企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年四條畷市条例第6号)、太子町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和58年太子町条例第17号)及び千早赤阪村水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年千早赤阪村条例第6号)(以下これらを「統合前の市町村の条例」という。)その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の市町村</u>	(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 (略) (1) (略) (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u> (3)―(5) (略) (時間外勤務手当) 第12条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に<u>規定により採用された職員</u> (3) (略) (特別職に属する企業団職員の給与) 第25条 企業団職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、給与を支給する。 (委任) 第27条 この条例の施行に<u>ついて必要な事項は、企業長が定める。</u> 附 則 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
---	---

<u>の条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。</u>	
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は適用しない。